

両県における「有害廃棄物」の考え方について

県境不法投棄現場において、優先的に撤去すべき廃棄物及びその他汚染を除去すべき廃棄物を「有害廃棄物」と定義し、優先的に撤去すべき廃棄物は特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物（汚泥）の判定基準を超える廃棄物とする。

なお、その他汚染を除去すべき廃棄物については、現場東側、西側の不法投棄廃棄物の特性（量、質、環境影響等）を考慮し、技術部会での検討を踏まえて行う合同検討委員会の提言を得て、両県が判定基準を決定する。

（参考）

	有害廃棄物	
分類	優先的に撤去すべき廃棄物	汚染を除去すべき廃棄物
対策	※ 全量撤去	撤去又は現地浄化
基準	特別管理産業廃棄物の特定有害産業廃棄物（汚泥）の判定基準を超える廃棄物	現場東側、西側の不法投棄廃棄物の特性（量、質、環境影響等）を考慮して判定基準を決定する

撤去手法については、技術部会で検討するものとし、現時点で対象は青森県約 33 万 m^3 、岩手県約 2.7 万 m^3 と推計

(判定基準)

	金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準			
	特定有害産業廃棄物 (mg/l超)			
	廃酸・廃アルカリ以外			廃酸・廃アルカリ
	鉛・ばいじん・燃え殻	処理物	汚泥	
アルキル水銀	検出(燃え殻を除く)	検出	検出	検出
総水銀	0.005	0.005	0.005	0.05
カドミウム	0.3	0.3	0.3	1
鉛	0.3	0.3	0.3	1
有機燐	-	1	1	1
六価クロム	1.5	1.5	1.5	5
砒素	0.3	0.3	0.3	1
シアン	-	1	1	1
PCB	-	0.003	0.003	0.03
トリクロロエチレン	-	0.3	0.3	3
テトラクロロエチレン	-	0.1	0.1	1
ジクロロメタン	-	0.2	0.2	2
四塩化炭素	-	0.02	0.02	0.2
1,2-ジクロロエタン	-	0.04	0.04	0.4
1,1-ジクロロエチレン	-	0.2	0.2	2
シス-1,2-ジクロロエチレン	-	0.4	0.4	4
1,1,1-トリクロロエタン	-	3	3	30
1,1,2-トリクロロエタン	-	0.06	0.06	0.6
1,3-ジクロロプロペン	-	0.02	0.02	0.2
チウラム	-	0.06	0.06	0.6
シマジン	-	0.03	0.03	0.3
チオベンカルブ	-	0.2	0.2	2
ベンゼン	-	0.1	0.1	1
セレン	0.3	0.3	0.3	1
ダイオキシン類	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	

岩手県における「有害廃棄物」の考え方

本年 8 月 24 日に開催された第 2 回合同検討委員会において提言された主な内容は以下に記述するとおりであるが、これを踏まえた本県の基本的な考え方は次のとおりである。

【合同検討委員会の主な提言内容】

最終形態を有害廃棄物の除去と位置付ける。

除去の対象は、特別管理産業廃棄物だけではなく、環境再生との関連において、有害な廃棄物を除去していく。

最終形態を有害廃棄物の除去と位置付けたことにより、遮水壁は恒久的なものではない。また、誤解を招きやすいことから、「汚染拡散防止壁」と呼称する。

【岩手県の考え方】

本県では、原因者に対し不法投棄した全ての廃棄物及びこれらによる汚染土壌の除去について措置命令（撤去命令）の措置を講じている。

したがって、本県は、本命令の履行に対応する必要がある。

今後、合同検討委員会において環境再生の最終形態を決定することとしており、本県は、この実現のために利用可能なもの以外の全てを有害廃棄物と考える。

また、前記命令の履行完了の判定は、現場の土壌・地下水の環境基準により判定する。

除去の対象

- ・ 特別管理産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物を含む一体のエリア（撤去）
- ・ 特別管理産業廃棄物以外の有害廃棄物（撤去）
- ・ 環境基準を超えて有害物質を含む汚染土壌及び地下水（撤去又は浄化）